

第2章 尼崎市における個別の人権問題

1 女性（関連する計画：尼崎市男女共同参画計画；尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画）

国の動き

国内では昭和 60(1985)年に「女子差別撤廃条約」の批准を契機として、「男女雇用機会均等法」などの国内法が整備され、平成 11(1999)年には「男女共同参画社会基本法」が、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、平成 27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されています。

国ごとの男女格差を図る指数として世界経済フォーラムが毎年発表している「ジェンダーギャップ指数」^{※1}において、令和 3(2021)年 3 月に公表された日本の順位は 156 か国中 120 位と低く、男女格差が大きいことが示されています。日本の順位が低い理由としては、4 つの分野（経済分野、教育分野、保健分野、政治分野）のうち、経済分野、政治分野が低迷していることが挙げられます。

市のこれまでの取組と課題

本市においては、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、平成 12(2000)年に「尼崎市男女共同参画プラン」を策定し、平成 17(2005)年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、「男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画計画の策定とその進捗状況を点検してきました。その結果、本市の審議会の女性委員割合が平成 29（2017）年度から 4 年連続兵庫県内トップ（H29（2017）：38.1%、H30（2018）：37.1%、R1（2019）：36.6%、R2（2020）：39.7%）になったことや、若年層に向けたデート DV(婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間で起こる暴力のこと) 防止啓発に取り組む学校数が増加するなど着実な成果を上げています。

また、本市では男女共同参画推進の拠点施設として女性センター・トレピエを設置しています。女性センター・トレピエでは、就労・ハラスメント等さまざまな問題に対応する女性相談事業や各種啓発を実施しており、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

しかし、令和 2(2020)年 10 月に実施した、男女共同参画に関する市民意識調査（以下「男女意識調査」という。）の結果によると、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に対する不同意の割合は 65.5%と前回調査（平成 28(2016)年）の 53.8%に比べて高くなっているものの、同意の割合が 33.7%となっており、育児や介護は女性が担うものという性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っている状況があります。

さらに、意識調査^{※2}では、女性の人権に関して、セクシュアル・ハラスメント^{※3}やマタニティ・ハラスメント^{※4}、職場での差別的な待遇が特に問題があると答える割合が高くなっています。

また、その他の人権問題、たとえば高齢者・障害者が直面する問題について、特に当事者の女性

※1 「ジェンダーギャップ指数」：スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4 分野の指標（経済分野、教育分野、保健分野、政治分野）から構成された男女格差を図る指数。

※2 意識調査：平成 30(2018)年度に実施した人権についての市民意識調査。
詳細は尼崎市ホームページに掲載。右記 QR コード参照。



※3 セクシュアル・ハラスメント：性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場や学校などの環境が不快なものとなったりすること。

※4 マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

は困難な状況に置かれることがあります。

こうしたことから、啓発や教育をはじめ男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するとともに、女性が企画・決定に参画し得るために、女性のエンパワーメント^{※5}を促進していく必要があります。

また、配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると同時に、DVの目撃は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与える児童虐待（心理的虐待）となる行為であり、被害者の多くは女性です。これには、男性の中にある女性に対する見下し意識や男女間における経済力の格差等が影響していると言われており、DVは、男女共同参画社会実現の阻害要因の一つにもなっています。男女意識調査においても、「なぐったり、蹴ったり、物をなげつけたり、突き飛ばしたりする」、「生活費を渡さなかったり、仕事に就いたりすることを禁じる」といった暴力に対し、男性は女性に比べて「許されない」と答える割合が少なく「許されない場合もある」という回答が目立ち、場合によっては暴力が容認されると考えている人が男性に多くみられます。

本市では、平成25(2013)年4月に「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、警察等と連携しながら相談支援に取り組んでいますが、DVに関する相談件数は全体として増加傾向にあり、関係機関の連携強化など被害者支援に向けた取組が必要です。

尼崎市におけるDV相談件数の推移 (単位：件)

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
配偶者暴力相談支援センター	398	526	472	490	634	531	473	449
女性センター・トレピエ (女性の悩み相談)	272	244	297	199	239	173	141	106
尼崎市こども福祉課 (母子家庭等相談)	30	62	55	45	43	132	166	149
計	700	832	824	734	916	836	780	704

今後の方向性

- ・性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っていることから、ジェンダー^{※6}問題の理解を深め、性の多様性を前提とし、性別にかかわらず誰もが充実した職業生活、社会生活及び家庭生活を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。
- ・あらゆる場面において男女共同参画の視点を踏まえた啓発や教育の推進に努めます。
- ・性別を問わず、誰もが多様な生き方や働き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組めます。
- ・希望する女性が就労または再就労することができるよう支援するほか、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、職場での差別的な待遇といった各種ハラスメントについて、継続した啓発に取り組めます。
- ・配偶者等からの暴力（DV）における被害者支援については、児童虐待と密接に関連していることも意識しつつ、複数の支援機関の連携を密にします。

※5 「女性のエンパワーメント」：女性の政治・経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が政治、経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけていくことや、内に持つ力を発揮しうる環境を整えること。

※6 「ジェンダー」：身体づくりから判断される、いわゆる生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を社会的性別（ジェンダー）という。



「見下し意識が暴力を生む」

尼崎市人権文化いきつくまちづくり審議会副会長：石元清英

最近はまったく見かけませんが、日本のプロ野球では判定をめぐる、選手や監督が審判に暴力をふるうことがよくありました。米大リーグでは、選手や監督が審判に暴言を吐いて退場になることはあっても、暴力をふるうことはないようです。なぜ日本のプロ野球では、選手や監督による審判への暴力がみられたのでしょうか。

日本のプロ野球の審判は、もとは選手で、レギュラーになることができずに引退して審判になったという人がとても多かったのです。だから、レギュラー選手や、かつての名選手であった監督からみれば、審判は「野球の落ちこぼれ」なのです。そのため、判定でもめたとき、「野球も満足にできないくせして偉そうに言うな」と手が出たのです。つまり、審判に対する見下し意識が暴力につながったわけです。互いに対等で、尊重し合っている関係では、暴力は生じません。

では、現在でも現役選手を引退して審判になるケースが多いのに、審判に対する暴力は、なぜなくなったのでしょうか。それは現役選手を辞めたあと、アメリカにある審判学校に留学して、それから審判になる人が増えたからです（たとえば、1983年まで阪神タイガースにいた橘高淳さんは、アメリカのブリンクマン審判学校に留学してから、セリーグの審判になっています）。そして、現在では審判に採用された人は全員が1年目のオフにアメリカの審判学校に留学することが制度化されています。こうしたことから、選手や監督の審判への見方が「野球の落ちこぼれ」から「プロの審判」へと変わったのです。審判への見下し意識がなくなったので、暴力が生じなくなったわけです。

見下し意識が暴力を生む。これはDVについてもいえるでしょう。男性のなかにある女性に対する見下し意識が女性への暴力につながるのです。



「ハラスメントについて」

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員：武本夕香子

ハラスメントを英語で直訳すると「いじめ」「嫌がらせ」です。

「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」「モラルハラスメント（モラハラ）※」「パワーハラスメント（パワハラ）」等は耳にされたことがあると思います。

最近は、「マタニティハラスメント（マタハラ）」（＝妊娠に関して嫌な思いをさせる言動）も話題に上ることが多くなりました。

セクハラ、パワハラ、モラハラ等に該当するか否かは基本的には被害者の主観で判断されます。加害者の方がよく「そんなつもりじゃなかった。」「親しみを込めて発言しただけだ。」「相手とのスキンシップを取るためだった。」等と言われるのですが、仮に、その通りだったとしても被害者が不快な思いをしてしまう場合にはハラスメントに該当します。

例えば、「独身？」或いは「子どもはいるの？」などと言った発言もセクハラに該当し得ます。相手のことを知り距離を縮めたいとの思いからこのような発言をすることもあるでしょう。しかし、言われた側がどのような状況に置かれているかはわかりません。相手の置かれている状況によっては、何気ない言葉がナイフのようにその方の心に突き刺さることがあるのです。ハラスメントとして受け取られ得る可能性のある言動は厳に慎んでください。その際、ハラスメントに該当するか否かの判断者はアナタでないことをくれぐれも心にとどめておいてください。

ご存知の方も多いとは思いますが、卑猥な写真や文章を人が見える場所に置いておく行為もセクハラに該当しますので、ビキニ姿のグラビアアイドルの写真をパソコンや携帯電話の待受画面等にしている人は今すぐ変更してください。

ハラスメントに該当するか否かは、お互いの関係性によっても決まってきます。特に上司と部下といった立場に上下関係のある人同士等の場合は注意が必要です。

部下は、飲み会や職場の雰囲気悪くしたくないがために上司の言動を心から嫌だと思っても顔や言葉で表現することはできません。そのため、我慢しているだけで、内心深く傷ついていることも多いのです。

「部下がより仕事をできるようにするための指導だった。」と言われる上司がいるのですが、言い方等表現方法には工夫が必要です。

モラハラで離婚するケースも増えています。一方配偶者は、相手方のモラハラが怖くて次第に言い返すことができなくなり、表面上は相手に合わせるようにします。しかし、我慢に我慢を重ねて、ついには限界が来て家を出てしまい、家庭崩壊に至るのです。

多くの場合、モラハラをする配偶者は、相手方に精神的に依存しているので、離婚自体を拒否する例も多いのですが、一旦離れてしまった人の気持ちは元には戻りません。

大切な家族を失わないためにもハラスメントの加害者にはならないようにご自身を客観視する訓練を心掛けてみて下さい。

※ 「モラル・ハラスメント」とは、言葉や態度で相手を攻撃し、人格の尊厳を傷つける精神的な暴力や嫌がらせをいいます。

「モラル・ハラスメント」は「セクハラ」や「パワハラ」のように特定の事象や状況に限定されるものではなく、あらゆる場面で起こりうるハラスメントです。

2 子ども（関連する計画：尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画）

世界、国の動き

子どもの人権が保障され、すべての子どもが健やかに成長していくことは、世界共通の願いです。国際社会は、昭和 54(1979)年の「国際児童年」を契機として、子どもの権利保障に向けて動き出し、平成元(1989)年には、「児童の権利に関する条約」^{※7}（以下「条約」という。）が国連総会にて採択され、子どもの権利を尊重する具体的な基準が示されました。

この国際的な動きを受け、日本においても平成 6(1994)年に条約を批准し、発効しました。

この条約では、子どもは権利の主体であり、大きく分けて「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」の4つの権利を守るよう定められ、子どもにとって最も良い環境を実現することを目指しています。

その後、我が国では、平成 12(2000)年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定をはじめとするさまざまな法整備が行われ、平成 28(2016)年には「児童福祉法」の改正により、条約の精神に則り、子どもは権利の主体として尊重される存在であること、また、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先が明記され、令和 2(2020)年には「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の改正により、親権者などが子どもへ体罰を加えることを禁止するなど、子どもの権利擁護に向けた取組が進められています。

こうした取組が進む一方、我が国における若い世代の自殺は深刻な状況にあり、15～34 歳の各世代の死因の第 1 位が自殺となっています。こうした状況になっているのは、先進国では日本のみで、10 歳代の自殺の原因の第 1 位は、進路に関する悩みや学業不振などの「学校問題」となっています。

また、体罰・いじめ、不登校・ひきこもり、保護者等から受ける身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト、貧困問題、児童買春や性的虐待、インターネット上での児童ポルノの氾濫などさまざまな問題が発生しています。

市のこれまでの取組と課題

本市においても、条約の精神に則り、子どもの人権を尊重することを基本として、子どもの育ちを地域社会全体で支えることにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、平成 21 (2009) 年に「尼崎市子どもの育ち支援条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画」を条例の推進計画と位置づけ、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

しかしながら、近年、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあり、児童虐待、体罰、いじめなどをはじめ、さまざまな問題が顕在化しています。このため、それらの課題解決に向けた取組を進める必要があります。

●学校教育・家庭教育

学校教育においては、基本的人権の尊重を基盤とした人権教育の推進に取り組んでいます。

発達の段階に応じて、子どもが自らの権利意識を高め、豊かな心を育み人権意識を身に付けられるよう、人権教育に取り組むとともに、さまざまなテーマでの講演会や、地域の事業所での職業体

^{※7} 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。子どもの権利を「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つに大きく分け、権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定している。

験などを実施しています。

また、外国にルーツを持つ子どもについては、多文化共生支援員による支援を行うとともに、異なる歴史や文化、生活習慣などの多様性を受け入れ、相互理解の推進に向けた人権教育に取り組んでいます。

障害のある子どもについては、個別の教育支援計画を作成し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、その子どもにとって適切な支援が切れ目なく受けられるようにしています。

また、子どもたちの健やかな育ちのためには、保護者・教職員は重要な役割を担っており、保護者を対象に子どもの人権が尊重される家庭教育の支援を行うほか、教職員においては、高い人権意識を備えた指導力が身に付くよう研修を実施しています。

●体罰・いじめ

子どもの人権が著しく侵害された重大な体罰事案やいじめ事案の発生を受け、体罰根絶に向けて、「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めるとともに、教職員向けの研修を実施しています。研修を通じて人権意識の醸成を図るとともに、たとえば「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る」を前提に子どもと接することなど教職員の認識を改めることにも取り組んでいるところです。児童生徒向けには、道徳教育にいじめ問題を取り上げるなどの取組を進めています。また、いじめへの対応として、インターネットやSNSを通じて行われるいじめが問題となっていることにも留意し、組織的に未然防止や早期発見、迅速な事案対処ができるよう、児童生徒が相談しやすい環境整備に取り組むとともに、教職員や児童生徒を含めた学校全体での意識改革や体制づくりを進めています。

●不登校・ひきこもり

本市では、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{※8}の配置・派遣を通して心の教育相談事業を実施するとともに、不登校児童生徒に対する学校以外での学びの場や居場所として教育支援室「ほっとすてっぷ」を設置し、子どもの個々の状態にあわせた段階的な支援に取り組んでいます。

また、さまざまな不安から「外へ出ることがしんどい」など、ひきこもり状態にあたり、ひきこもりがちな概ね 15 歳から 20 歳までの青少年とその家族を対象にした相談支援事業を令和 2(2020)年 1 月から開始しました。専門相談員が自宅などに訪問し、相談に応じつつ、一人ひとりの状況に応じた個別の支援計画を提案し、支援に取り組んでいます。

なお同年 4 月からは「いくしあ(子どもの育ち支援センター)」^{※9}において相談支援事業の対象年齢を 29 歳まで拡大し、実施しています。

●児童虐待

児童虐待は、子どもに対する著しい権利侵害で、対応の遅れが子どもの命に関わる問題にもつながることから、支援のタイミングを逃すことがあってはなりません。近年、特に児童虐待に関する相談件数が増加する中で、いくしあを開設し、虐待の未然防止や早期発見に向けた切れ目のない支援に取り組んでいます。児童虐待は、一機関の対応のみで解決することは困難で、子どもの変化や SOS を素早くキャッチするとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携が必要不可欠となっています。各機関からの情報をもとに、緊急性・危険度を速やかに見極め適切なタイミ

※8 スクールソーシャルワーカー (SSW)：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、主に学校現場で支援を必要とする子どもの背景要因を把握し、支援方針の調整などを行う専門職。

※9 いくしあ：令和元(2019)年 10 月 1 日に開設された児童福祉法第 10 条の 2 に基づいて設置された子ども家庭総合支援拠点。日々の暮らしのなかで課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行う施設。

ングで支援を届けるためには、児童専門のケースワーカー等の人材育成を図るとともに、さらなる支援体制の整備も課題です。

●その他社会的支援を必要とする子ども

その他貧困家庭の子ども、障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、児童養護施設など家庭以外で養育を受けている子どもなど、社会的支援を必要とする子どもに関する取組も課題です。特に貧困家庭に対しては、児童扶養手当の支給や生活保護支援のほか、本市では生活困窮世帯の子どもを対象にした学習支援教室の事業などを実施しています。また、発達障害の子どもに対しては、いくしあでの発達相談等を通じて、子ども自身とその保護者の不安や悩みに対する支援を行っています。子どもの特性に応じた配慮やサポートで個々の能力を伸ばし、それぞれの成長を促すことは、子どもの権利を保障する取組に必要な視点です。

子ども食堂については、市内の約 30 カ所で実施されています。本市では、子ども食堂に関連した活動を運営主体の創意工夫に基づく地域における子どもの居場所や交流の場と捉え、その自主性を尊重する観点から側面支援（補助金情報の提供や、衛生管理面での相談先の紹介、地域資源とのつなぎなど）を行っています。新型コロナウイルス禍においては、子ども食堂へ補助することにより、要支援児童に対して無償で昼食支援を実施しました。

今後の方向性

- ・子どもの人権擁護を目的とし、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する、尼崎市子どものための権利擁護委員会を設置します。
- ・子どもの人権を尊重し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるため、地域住民、施設、事業者、学校、行政それぞれが特性に応じた役割を担い、子どもの主体性や権利を尊重し、社会的な自立に向けた学びや行動を支えていきます。
- ・子ども自身が権利の主体であることを理解し、個性や一人ひとりの違いを認め尊重し合う態度や姿勢、生きる力を育み、豊かな人権感覚を養えるよう、児童の権利に関する条約の周知を基本として、発達段階に応じ、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。また、子どもの様子を敏感に察することができる感性を磨き人権意識の高揚が図られるよう、教職員への研修や家庭への啓発に取り組みます。
- ・いじめ・体罰のない教育環境づくりに取り組みます。
- ・子どもの抱える課題が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めるとともに、複合的に要因が重なった課題には、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えた連携をいくしあが実現し、解決を図ります。
- ・児童虐待や貧困、不登校やひきこもりなど、社会的支援を必要としている子どもに関する取組を充実させ、すべての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。
- ・児童虐待防止に対するさらなる支援体制の充実として、県の児童相談所の市内設置を踏まえ、市独自の児童相談所の設置について、県と協議し検討を進めます。
- ・子ども食堂については、引き続き担い手の掘り起こしも含めて民間主導の取組の側面支援に努めるとともに、これまでの本市の取組も踏まえ行政支援の在り方について研究していきます。



「子どもの権利」

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会委員：伊藤嘉余子

すべての子どもは、健やかに成長するための権利をもっています。1989年第44回国連総会で採択された「子どもの権利条約」は、子どもの権利を以下の4つに整理し、すべての子どもの権利を守ることを規定しています。

- (1) 生きる権利：すべての子どもの命が守られること
- (2) 育つ権利：能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けたり、友達と遊んだりすること
- (3) 守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- (4) 参加する権利：自由に意見を表明したり、団体を作ったりすることができること

子どもの権利条約に日本が批准してから26年目になります。私たちは果たして、「子どもの人権」や「子どもの権利」について、どれくらい理解できているのでしょうか。また、どれくらい日常生活の中で、その理解を行動に移すことができているのでしょうか。

例えば「子どもはダメだけど、大人ならOK？」という視点で考えてみましょう。わかりやすい例をあげてみます。親は子どもの机の中や手帳を勝手にみたりすることがありますが、これは「あり」でしょうか？「なし」でしょうか？「危険なことをしていないか見守るために必要」「親には管理責任があるから、あり」という考えの人もいるかもしれません。では、おとなが勝手に夫婦やパートナーの携帯電話の中を勝手に見るのは、どうでしょうか？

また、子どもの成績を廊下などに貼り出す学校やクラスがあるとします。子どもが嫌な気持ちになったとしても「それが励みになるから」「向上心を育むには必要だ」と考える大人もいるかもしれません。それでは、大人の年収や職業が町内会の掲示板に貼りだされるのも「OK」と言えるのでしょうか？

問題は「勝手に見る」「勝手に公表する」ことにあります。たとえ管理や教育のためであっても、子どもの一人の人間として尊重するのであれば「見てもいい？」「公表してもいい？」等と意向を聴く等、了解を得ようとするはずです。おとな同士であれば当たり前に行えることを子どもに対しても当たり前に行うこと。それが「子どもを人として尊重すること」につながると思います。

すべての子どもたちが一人の人間としての権利を保障されるためには、親だけではなく、地域や行政などすべての大人が、子どもの権利について理解し、お互いに協力しあい、子どもの権利を守るために働きかけることが必要です。「自分は子どもと関わる仕事に就いていないから」「自分は子育てしていないから」等と、「子どもに関すること＝他人事」と考えるのではなく、「あらゆる子どもの権利を守ることは、あらゆる立場にあるすべてのおとなの役割であり社会の一員としての義務である」と考えることのできる人を増やしていくような取り組みが大切になります。

3 高齢者 (関連する計画：尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

国の動き

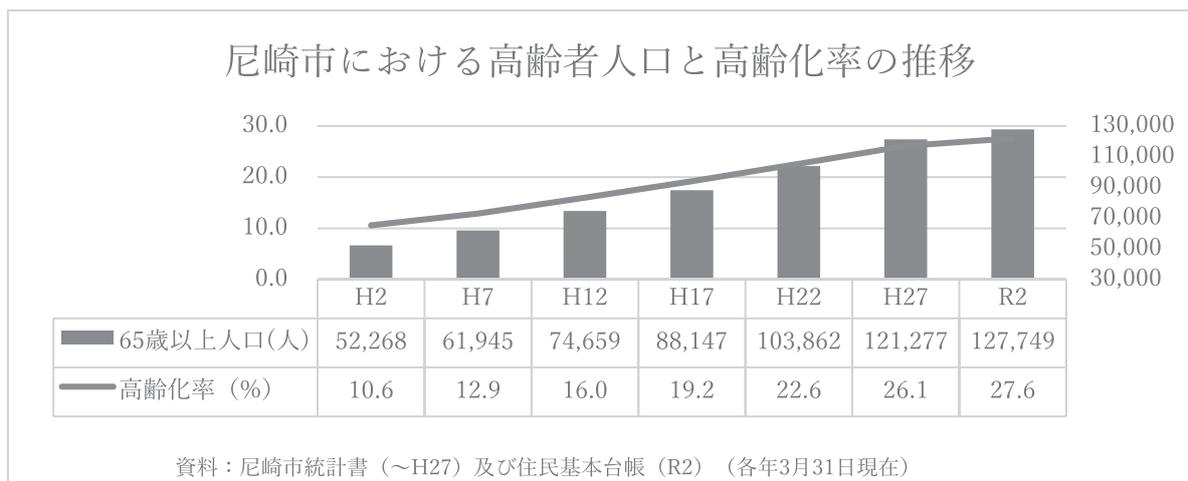
我が国の 65 歳以上人口は、昭和 25(1950)年には総人口の 5%に満たなかったものが、昭和 45(1970)年には 7%を超え、さらに平成 6(1994)年には 14%を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和 2(2020)年 10 月には 28.8%に達しています。また、平成 7(1995)年に「高齢者社会対策基本法」が制定され、その翌年に「高齢者社会対策大綱」が策定されました。さらに、平成 12(2000)年の「介護保険法」の施行により、市町村がサービスを決定していた「措置方式」から利用者が自らサービスの種類や事業者を選ぶ「契約方式」となる、「介護保険制度」がスタートしています。虐待については、平成 18(2006)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」との認識が示されました。

今後、さらなる高齢化の進展と認知症高齢者の増加が見込まれる中で、政府全体で認知症施策をさらに強力に推進していくため、令和元(2019)年 6 月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症の人の尊厳を守り、認知症の有無にかかわらず同じ社会の一員としてともに生きるという「共生」がひとつの基盤であるとしています。

市のこれまでの取組と課題

本市においては、高齢者人口が右肩上がりが増えており、高齢化率も令和 2 (2020) 年 3 月には 27.6%に達しており、今後高齢化の進行が続くものと予測されます。

こうしたことから、「老人福祉法」等に規定される「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を基本理念に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するなど、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の視点等に基づき各施策を推進しています。



高齢者虐待の防止対策については、平成 21(2009)年に、「高齢者虐待マニュアル作成チーム」を立ち上げ、地域包括支援センター^{※10}やケアマネジャーなど関係者が適切な対応を行えるよう、「高

^{※10} 地域包括支援センター：介護保険法にて全国市町村に設置された機関。高齢者や家族からの悩みなど何う総合相談をはじめ、高齢者虐待対応などの権利擁護、介護予防ケアプランの作成、対応困難事例に関するケアマネジャーへの助言や関係者ネットワークづくりなどの支援を行う。センターには保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職が

「高齢者虐待対応マニュアル」を発行、適宜改定を積み重ね、令和元(2019)年にも最新版を発行しています。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応や権利擁護の相談・支援等の業務を行う総合窓口である地域包括支援センターは、日々高齢者のさまざまな相談ごとに対応しています。

なお、市が毎年実施する市の総合計画に関する市民意識調査によると、地域包括支援センターの認知度は徐々に市民に浸透しているものの、依然として4割程度の方が地域包括支援センターを知らない状況であることから、さらなる普及・啓発が課題となっています。

判断能力の低下などによる財産管理の不安や振り込め詐欺被害への不安については、尼崎市成年後見等支援センター（南北保健福祉センター）や消費生活センター等と連携し、成年後見制度の利用支援や消費生活相談に取り組んでいます。特に認知症対策については、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できる社会を目指し、認知症サポーター^{※11}の養成を通じて認知症への正しい理解と地域全体で支え合う重要性の啓発や、認知症本人や介護する家族の不安をやわらげるため認知症個人賠償責任保険^{※12}を導入するなどの取組を進めています。

これらの取組に加え、高齢者の地域での社会的孤立を防止するために、高齢者に対する民生児童委員の友愛訪問など、地域住民によるさまざまな見守り活動が進められています。

引き続き、高齢者が尊厳を持ちながら自立し、いきいきと安心して暮らすことができるよう、私たち一人ひとりが人権について考え、支えていく必要があります。

今後の方向性

- ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや尼崎市成年後見等支援センター、消費生活センター、さらには市内警察3署等との連携をより一層密にし、高齢者の権利擁護や虐待対応などさまざまな課題への対応力を高めるとともに、高齢者虐待対応マニュアル等を活用し、ケアマネジャー等に権利擁護の啓発や制度の周知などを進めていきます。
- ・「認知症施策推進大綱」の考え方を踏まえ、認知症の人や家族が安心して生活を継続できるよう、認知症カフェなど集い場の拡充や介護者・専門職等を支援する取組のほか、認知症本人のニーズを把握し地域全体でサポートし合う環境の整備を進めていきます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者等が普段よく行く場所（スーパーや薬局、金融機関など）を「シニア情報ステーション」と位置づけ、地域で進める介護予防や交流の場を紹介するパンフレットを設置するなど情報発信手段の確保を進めるとともに、お店で働く人が高齢者等との何気ない会話で気になることがあれば、適切な支援機関につなぐことや地域住民等による見守り活動など、地域全体で支え合い、高齢者を孤立させない取組を強化していきます。

配置されている。尼崎市では6行政区ごとに2か所（計12か所）を、社会福祉法人などに委託して設置している。

※11 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、本市等が行う認知症サポーター養成講座を受講した人のこと。本市では2万2千人を超える方が受講。認知症の方やその家族の気持ちを理解するように努めたり、仕事を通じて認知症の人やその家族と接する際に参考にするなど自分の出来る範囲で活動する役割を持つ。

※12 認知症個人賠償責任保険：認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する制度。1事故につき1億円を限度に保険金が支払われる。市が保険契約者となり保険料は市が負担。申込必要。

4 障害のある人（関連する計画：尼崎市障害者計画・障害福祉計画）

世界、国の動き

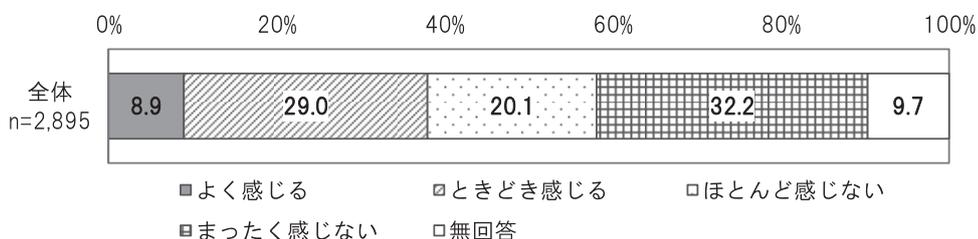
障害^{※13}のある人の権利擁護に向けた取組は、昭和 56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、国際的な進展が図られてきており、平成 18(2006)年には国連において「障害者権利条約」が採択されました。国内においては平成 19(2007)年に同条約に署名し、平成 23(2011)年に「障害者虐待防止法」の成立（翌年施行）と「障害者基本法」の改正（同年施行）、平成 24(2012)年に「障害者総合支援法」の成立（翌年施行）、平成 25(2013)年に「障害者差別解消法」^{※14}の成立（平成 28(2016)年施行）と「障害者雇用促進法」の改正（平成 28(2016)年施行）を行うなど関係法の整備が進められ、平成 26(2014)年に同条約を批准しました。また、「障害者総合支援法」施行後 3 年を目途とした見直し事項の一つとして、障害のある人の意思決定支援と成年後見制度の利用促進の在り方について検討が進められる中、平成 28(2016)年には「成年後見制度利用促進法」の成立（同年施行）、平成 29(2017)年には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が策定されるなど、その後も、障害のある人の権利擁護に向けた取組が進められています。

市のこれまでの取組と課題

尼崎市においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の趣旨等を踏まえ、「尼崎市障害者計画」と「尼崎市障害福祉計画」を策定しており、平成 27(2015)年からは毎年度、両計画の進捗管理や評価を一体的に行うことで、障害のある人の権利擁護に向けた施策やサービスを総合的かつ計画的に推進しています。その主な取組として、「障害者差別解消法」に定める「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など法の趣旨や重要性に対する意識の醸成を図るため、平成 28(2016)年に市職員の対応要領を策定して定期的研修を行うほか、地域の関係機関等が参画する「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、市民への啓発方法等について協議・検討を進めています。

なお、障害のある人を対象としたアンケート調査（令和 2(2020)年 2 月実施）の結果によると、障害によって差別や偏見を感じる割合は 37.9%、障害に対する市民の理解の浸透は 19.5%となっています。前回（平成 29(2017)年 7 月実施）の調査に比べると、市民の理解の浸透はやや上がっているものの、依然として低い状況にあることから、さらなる普及・啓発が課題となっています。

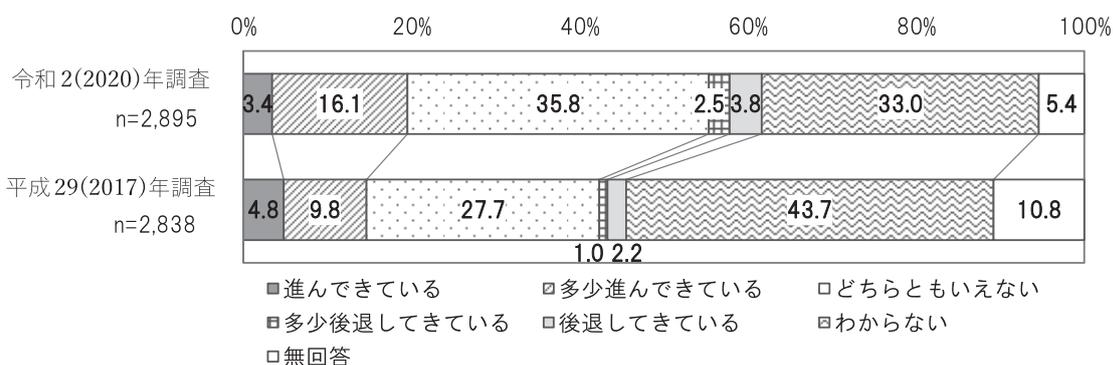
障害によって差別や偏見を感じること（令和 2(2020)年 2 月実施：尼崎市障害者計画等の改定に係るアンケート調査）



※13 「障害」の表記：「障害」という言葉の表記にさまざまな考え方がある中、本市の障害者計画においては、法令等にあわせて「障害」と表記している。これは、「障害」とは人が社会の中で生活していくことを妨げるさまざまな制約や不便（＝社会的な障壁）によって生じるもので、それらを被る人を「障害のある人」と考えているため、『社会的な障壁を解消することは、社会の責任である』という意味を込めている。

※14 障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消を推進していくため制定された法律で、地方自治体に対しては、①「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の義務化、②職員への対応要領の策定、③「障害者差別解消支援地域協議会」の設置や啓発活動等の支援措置の実施等を規定している。

障害に対する市民の理解の浸透（令和2(2020)年2月実施：同アンケート調査）



また、成年後見制度の利用や障害者虐待の防止に向けては、市域の南北にある保健福祉センター内に「成年後見等支援センター」と「障害者虐待防止センター」を設置し、それぞれ、成年後見制度の相談・申立ての支援と虐待通報の受付（24時間・365日）・対応などを行っています。同アンケート調査の結果によると、成年後見制度の認知度は「知っている」が28.0%、虐待通報先の認知度は「知っている」が31.8%に留まっており、一層の周知に取り組む必要があります。

さらに、障害のある人の情報の取得やコミュニケーションへの支援を推進していくため、平成29(2017)年に「尼崎市手話言語条例」^{※15}を制定・施行し、手話通訳者の確保や養成に向け、聴覚障害の当事者（ろう者）や手話通訳者等が参画する「手話言語条例施策推進協議会」を開催して、さまざまな施策を展開していますが、同アンケート調査の結果によると、情報の取得やコミュニケーションに支障を感じたことがある障害のある人の割合は24.5%となっており、引き続き、その他の障害特性にも配慮した支援や取組を推進していく必要があります。

今後の方向性

- ・ 障害者差別解消法や手話言語条例の周知・啓発を進めていくため、市民・事業者向けの講座や市職員向けの研修会等を継続的に実施するほか、学校向けには、障害当事者が参加する授業や教員研修の案内等を行います。また、障害のある人やその家族、地域住民等によるグループが地域で主体的に人権学習を行う場合は、その活動を支援していきます。
- ・ 「成年後見等支援センター」と「障害者虐待防止センター」において、引き続き、それぞれの支援や対応、制度の周知に取り組むとともに、地域の相談支援事業所等と一層の連携を図ることで、障害のある人の権利擁護につながる支援に取り組んでいきます。また、障害者差別に関する事例の共有や差別解消に向けた取組を進めていくため、引き続き、「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者団体や地域の関係機関との協議を進めていきます。
- ・ 障害特性に配慮した環境整備に向けて、引き続き、スロープの設置やオストメイト（人工肛門・人工膀胱のある人たち）対応トイレの整備、専用駐車スペースの確保など公共施設の整備や、改築等の際にバリアフリー化に取り組むほか、今後は、障害のある人の情報の取得やコミュニケーションへの支援を一層進めていくため、施策や取組の展開について、協議・検討していきます。
- ・ 障害のある人に対する理解や地域でのつながりを進めていくため、障害者団体や福祉・民間事業者、市民ボランティア等の協働のもと「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」を開催するなど、地域交流や地域コミュニティの場（機会）を創出していきます。

※15 尼崎市手話言語条例：手話やろう者への理解、手話の普及等に係る基本理念を始め、市・市民・事業者の責務や施策の基本的事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、すべての市民が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的として、本市が制定した条例。